

平成十二年二月二十六日提出
質問第一四号

食品表示に関する質問主意書

提出者 佐藤謙一郎

食品表示に関する質問主意書

埼玉県所沢市におけるダイオキシン汚染騒動に象徴されるように、食品の安全性は消費者と生産者、いわば全国的な関心事である。食品の化学物質汚染への不安を反映し、「無農薬」「有機栽培」等の農産物への関心も非常に高くなっている。

消費者が安全な食品を購入する際の判断材料の第一は表示にあるが、表示はいかなる時にも公正を期さねば、その信用度を保つことは不可能であり、意味を失う。

有機食品については政府から「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が出されようとしているが、「無農薬」「減農薬」等の、いわゆる特別栽培農産物はその対象外となり、新たな規制が行われるまでの間、今後も引き続いて表示のあり方が問題になると思われる。

そこで、農林水産省が定める「有機農産物及び特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」の特別栽培農産物に関し質問する。

岩手県では、県経済連が九八年から同ガイドラインよりも細かい独自の生産基準を定め、「いわて純情米 限定栽培」のシールを交付していたが、民間団体の調査によって、農薬の使用基準は確認されていなかった

ことが分かった。このようなことが起きるのも、「減農薬栽培農産物」「減化学肥料栽培農産物」について統一した基準がないことが一因であると考える。政府のこの事例に対する見解を伺いたい。また同様にこのような不適切かつ虚偽の表示へどのように対応する所存か見解をお示しいただきたい。

右質問する。